（別記様式第１号）

|  |  |
| --- | --- |
| 計画作成年度 | 令和３年度 |
| 計画主体 | 富山県射水市 |

射水市鳥獣被害防止計画

　　　　　　　　　　＜連絡先＞

担当部署名　射水市産業経済部農林水産課

所在地　射水市小島７０３番地（大島分庁舎）

電話番号　０７６６－５１－６６７７

ＦＡＸ番号　０７６６－５１－６６９２

メールアドレス nourinsui@city.imizu.lg.jp

１．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

|  |  |
| --- | --- |
| 　対象鳥獣 | カラス・ムクドリ・ヒヨドリ・カワウ・イノシシハクビシン・ツキノワグマ・ニホンジカ |
| 　計画期間 | 令和４年度～令和６年度 |
| 　対象地域 | 富山県射水市 |

２．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の現状（令和３年度）

|  |  |
| --- | --- |
| 鳥獣の種類 | 被害の現状額 |
| 品　目 | 被害数値 |
| カラス | 果樹（梨） | １万円、０．０２ha  |
| ムクドリ | 果樹（りんご・梨） | １万円、０．０２ha |
| ヒヨドリ | 果樹（りんご・梨） | 　　　　１万円、０．０２ha 　  |
| カワウ | 鮎サクラマス | １，９６２万円　　一級河川庄川　　 |
| イノシシ | 水稲 | ３．３万円、０．０６ha　　 |
| ハクビシン | 果樹野菜 | ０万円、－　　 |
| ツキノワグマ | 果樹 | －　　 |
| ニホンジカ | 樹木 | 　　　－　　 |

（注）　主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

（２）被害の傾向

|  |
| --- |
| 1. カラス

市内全域において、梨等の果樹の食害がある。カラスワイヤー等の被害防除柵を導入したことで年々被害額が減少傾向にある。（被害額は、令和元年度：２０万円・令和２年度：１６万円・令和３年度：１万円）②　ムクドリ・ヒヨドリ　　　　果樹園では防鳥網の設置が進んでおり、引き続き防鳥網での被害防除を進めていく。③　カワウカワウの被害は、平成９年春から多数の飛来が見られるようになり、令和３年度では２００羽以上が確認されている。市内の「庄川」における鮎・サクラマス等の漁獲量の減少が懸念される。④　イノシシ平成２２年に初めて南部地区の山間地において水田にイノシシの侵入被害が発生し、その後、生息範囲が南部地区全体に拡大していると思われる。侵入防止柵の活用により被害額は低い水準に抑えることができている。（被害額は、令和元年度：０万円・令和２年度：０万円・令和３年度：３万円）⑤　ハクビシンハクビシンの分布は、市内全域にわたっており、家屋の屋根裏を棲家とし、屋根裏での糞尿汚染があり、家屋の被害が懸念される。⑥　ツキノワグマツキノワグマの人身被害は無いが、平成２２年度には住宅への侵入が１件あった。生息地の環境変化によって行動範囲が拡大しており、人とクマとの生活圏が身近になっている事が懸念される。⑦　ニホンジカ　　令和元年度以前は本市での目撃情報は少なかったが、令和２年度から捕獲檻での錯誤捕獲やため池での死体の発見があるなど、目撃情報が増加している傾向にあり、　今後は個体数増加が見込まれる。ニホンジカは群れを形成すると森林への甚大な被害が懸念される。 |

（３）被害の軽減目標

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 指　　標 | 現状値（令和３年度） | 目標値（令和６年度） |
| カラス | １万円、０．０２ha　　 | ０．５万円、０．０１ha　　 |
| ムクドリ | １万円、０．０２ha　　 | ０．５万円、０．０１ha　　 |
| ヒヨドリ | １万円、０．０２ha　　 | ０．５万円、０．０１ha　　 |
| カワウ | １，９６２万円　　１級河川庄川　　 | １，５７０万円　　１級河川庄川　　 |
| イノシシ | ３．３万円、０．０６ha　　 | １．７万円、０．０３ha　　 |
| ハクビシン | ０万円、－　　 | ０万円、－　　 |
| ツキノワグマ | 人身事故０件　　 | 人身事故０件　　 |
| ニホンジカ | ０万円、－　　 | ０万円、－　　 |

（４）従来講じてきた被害防止対策

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
| 捕獲等に関する取組 | 捕獲体制の整備　射水市鳥獣被害対策実施隊を結成し、箱わな、くくりわな及び銃器による有害鳥獣捕獲を行っている。　捕獲檻の設置は、市で捕獲檻を常備し、射水市鳥獣被害対策実施隊の要請により速やかな設置を行っている。　令和３年度に捕獲自動検知の実証実験を行い、IOT化を推進している。 | 　実施隊員が就業者であり、また大半が高齢であるため、捕獲活動に限界がある現状である。新規狩猟者を含めて絶対数の確保が課題。　野生動物が市街地に出没する事もあり、市街地で捕獲の要請もあるが、銃器による捕獲は禁止されていることから、わな免許の取得推進や、有効な捕獲方法を検討する必要がある。　 |
| 防護柵の設置等に関する取組 | 水田へのイノシシの侵入防止のため、令和３年度時点で、延長74,295ｍの電気柵を設置。令和３年度から射水市有害鳥獣対策協議会から各自治会へ恒久柵の貸与を実施した。 | 電気柵を設置していない水田への侵入拡大防止のため、箱わなによる捕獲との併用実施が必要。　耐用年数を迎える電気柵が徐々に増えるため、恒久柵への移行が望まれるが、電気柵と比較し、恒久柵の導入は費用の大幅な増加が見込まれる。 |
| 生息環境管理その他の取組 | 　耕作放棄地の草刈り、野菜の収穫残渣を放置しない等、生息環境管理を周知するチラシの配布。 | 　生息環境管理を行っている集落はまだ少なく、実際に取り組んでもらうため、取組に対し、助成も含め検討する。 |

（５）今後の取組方針

|  |
| --- |
| 射水市における令和３年度の鳥獣による被害額は、１，９６８万円である。　　とりわけ、庄川流域のカワウによる漁業被害は１，９６２万円に達し、被害総額の大半を占めている。また、カラスによるりんごや梨等の果樹類への食害、イノシシの水田への侵入被害も継続して発生している。市では被害防止計画を策定するにあたり、令和３年度被害額からの被害軽減目標をカワウは２０％相当減、カワウ以外の鳥獣は５０％相当減とし総額を１，５７３万円とする。これまで、市では銃器による捕獲対策を主体に行ってきたが、銃器捕獲だけでは被害軽減につながらないため、箱わなによる個体数調整や、電気柵設置等による被害防除対策を進める。また、射水市有害鳥獣対策協議会と連携して、鳥獣害防止総合対策事業や県単補助事業を活用した対策を進めるものとする。今後の重点施策１．地域ぐるみの被害防止体制の整備と構築２．捕獲に従事する狩猟者後継者の育成３．IOT機器の活用を推進し、捕獲従事者に対する負担軽減を図る |

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

|  |  |
| --- | --- |
| 射水市鳥獣被害対策実施隊 | 猟友会、農林水産業者と連携を図り、主体的に捕獲活動を行う。　また、捕獲に対する指導を実施する。 |
| 射水市猟友会 | 　地域や有害鳥獣対策協議会と連携し、鳥獣出没傾向の把握、パトロール及び有害鳥獣捕獲の補助を行う。 |

（２）その他捕獲に関する取組

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
| 令和４年度 | カラスイノシシハクビシンツキノワグマニホンジカ | ・地域ぐるみの被害防止体制の整備と構築・地域住民（自治会、営農組合）の狩猟免許取得推進・箱わな機材の導入・電気柵から恒久柵への一部移行 |
| 令和５年度 | カラスイノシシハクビシンツキノワグマニホンジカ | ・地域ぐるみの被害防止体制の整備と構築・地域住民（自治会、営農組合）の狩猟免許取得推進・箱わな機材の導入・電気柵から恒久柵への一部移行 |
| 令和６年度 | カラスイノシシハクビシンツキノワグマニホンジカ | ・地域ぐるみの被害防止体制の整備と構築・地域住民（自治会、営農組合）の狩猟免許取得推進・箱わな機材の導入・電気柵から恒久柵への一部移行 |

（３）対象鳥獣の捕獲計画

|  |
| --- |
| 　捕獲計画数等の設定の考え方 |
| ①　カラス水稲への食害、踏み荒らしが深刻となっており、直播播種直後の被害を防ぐよう、適期の捕獲が必要である。田植え時期とりんご・梨の収穫期における銃器捕獲と箱わな捕獲を合わせた捕獲計画数とする。　　　　（捕獲実績 R1：89羽　　R2：71羽　　R3：56羽　　）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　②　ムクドリ・ヒヨドリムクドリ・ヒヨドリによる被害は、りんご・梨の食害である。りんご・梨の収穫期に行う銃器捕獲の捕獲計画数とする。　　　　（捕獲実績　R1：0羽　　R2：21羽　　R3：50羽　　）　　③　カワウ被害は、１級河川の庄川流域に集中しており、隣接する高岡市、砺波市との連携により、捕獲区域、捕獲計画数を設定する。4月下旬から6月及び10月に銃器による捕獲出動日数により捕獲計画数を設定する。　　　　（捕獲実績　R1：62羽　　R2：68羽　　R3：56羽）　　④　イノシシ富山県イノシシ管理計画に基づき、個体数調整捕獲とする。イノシシによる水田の侵入被害や痕跡情報から生息状況を推定、設置捕獲檻の数及び捕獲実績を勘案し、適正な計画数を設定する。　　（捕獲実績　R1：103頭　　R2：33頭　　R3：25頭　　）　⑤　ハクビシン被害住民や農業者の連絡情報、民間捕獲業者の聞き取りにより捕獲計画数を設定する。（捕獲実績　R1：0頭　　R2：0頭　　R3：0頭　）　　⑥　ツキノワグマ　　　富山県ツキノワグマ管理計画に基づく必要最小限の捕獲とする。出没や痕跡情報からは捕獲数を設定できないので、不明、人身被害０件とする。　　（捕獲実績　R1：0頭　　R2：0頭　　R3：0頭　　）　　　⑦　ニホンジカ　　富山県ニホンジカ管理計画に基づき、被害の状況に応じて、有害捕獲を行う。　（捕獲実績R1：0頭　　R2：0頭　　R3：0頭　） |

|  |  |
| --- | --- |
| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等 |
| 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| カラス | １５０ | １５０ | １５０ |
| ムクドリ | １５ | １５ | １５ |
| ヒヨドリ | １５ | １５ | １５ |
| カワウ | ８０ | ８０ | ８０ |
| イノシシ | １００ | １００ | １００ |
| ハクビシン | ５ | ５ | ５ |
| ツキノワグマ | － | － | － |
| ニホンジカ | ５ | １５ | ２５ |

|  |
| --- |
| 　捕獲等の取組内容 |
| カラス、ムクドリ、ヒヨドリ、カワウは、農林水産業にかかる被害情報に応じて、射水市鳥獣被害対策実施隊が銃器による捕獲を実施する。イノシシは、中山間地域において箱わな及びくくりわなによる捕獲を実施する。ツキノワグマは、出没や被害の状況に応じて実施する。なお、農林水産業における鳥獣被害防止のための鳥獣捕獲依頼は、農業協同組合及び内水面漁業協同組合と連携して行う。 |

|  |
| --- |
| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |
| 　ツキノワグマやイノシシ等の大型獣が出没した際にはライフル銃による捕獲が妥当であると判断した場合に限り、射水市鳥獣被害対策実施隊による緊急出動を行っている。 |

（４）許可権限委譲事項

|  |  |
| --- | --- |
| 対象地域 | 対象鳥獣 |
| 該当無し | 該当無し |

４．防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

|  |  |
| --- | --- |
| 対象鳥獣 | 整備内容 |
| 　令和４年度 | 　令和５年度 | 　令和６年度 |
| イノシシ | 電気柵 2段 3,000m恒久柵　2,000m | 電気柵 2段 3,000m恒久柵2,000m | 電気柵 2段 3,000ｍ恒久柵3,000m |
| カラス、ハクビシン、ニホンジカ | 被害状況を勘案し、必要に応じて実施する。 |

（２）侵入防止柵の管理等に関する取組

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年　度 | 対　象　鳥　獣 | 取　組　内　容 |
| 令和４年度 | カラス、イノシシハクビシン、ツキノワグマ、ニホンジカ | 集落ぐるみの被害防止の協議地域において、研修会、講習会の開催 |
| 令和５年度 | カラス、イノシシハクビシン、ツキノワグマ、ニホンジカ | 集落ぐるみの被害防止の協議地域において、研修会、講習会の開催 |
| 令和６年度 | カラス、イノシシハクビシン、ツキノワグマ、ニホンジカ | 集落ぐるみの被害防止の協議地域において、研修会、講習会の開催 |

５．生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
| 令和４年度 | カラスイノシシハクビシンニホンジカツキノワグマ | 放任果樹、農作物残渣の適切な処理 |
| 令和５年度 | カラスイノシシハクビシンニホンジカツキノワグマ | 放任果樹、農作物残渣の適切な処理 |
| 令和６年度 | カラスイノシシハクビシンニホンジカツキノワグマ | 放任果樹、農作物残渣の適切な処理 |

６．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

|  |  |
| --- | --- |
| 関係機関等の名称 | 役割 |
| 富山県 | 県民への注意喚起、捕獲許可 |
| 射水警察署、射水消防署 | パトロール、安全指導 |
| 射水市 | 現場状況の把握、市民への注意喚起、パトロール、広報活動、報道機関への情報提供 |
| 射水市猟友会 | 鳥獣出没傾向の把握、パトロール |
| 射水市鳥獣被害対策実施隊 | 捕獲、被害防止施設の設置、被害防止対策の実施 |

（２）緊急時の連絡体制

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  | 富山県　高岡農林振興センター農村振興課自然保護課 |  | ・出没情報報告・捕獲許可 |
|  |  |
|  |  | 　平日・勤務時間内　の場合 |  |  |  |  |  |  |
|  |  | 射水市農林水産課（大島分庁舎）電話51‐6677 |  | ・情報収集・広報車 |
|  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 市 |  |  |  |  |  |  |  | 射水警察署 |  | ・パトロール・捕獲 |
|  |
| 民 |  |  |  | 職員へ | 連絡 |  |  |  |  |  |
| 等 |  |  |  |  |  |  |  | 射水消防署 |  | ・パトロール |
|  |
|  |  | 　平日勤務時間外 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  | 　土・日・祝祭日　の場合 |   | 射水市役所電話51‐6600 |  |  | 射水市鳥獣被害対策実施隊 |  | ・捕獲、追払い防除 |
|  |
|  |  |  |  | 各庁舎時間外受付 |  |  | 射水市猟友会 |  | ・パトロール |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  | 総務課 |  | ・防災行政無線 |
|  |  |  |  |  |  | 市教育委員会 |  | ・小・中学校へ連絡 |
|  |  |  |  |  |  | 市子育て支援課 |  | ・保育園へ連絡 |
|  |  |  |  |  |  | 各町内会・自治会 |  |  |
|  |  |  |  |  |  | 近隣市町村 |  |  |

７．捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

|  |
| --- |
| 　射水市鳥獣被害対策実施隊または市が捕獲後速やかに市の一般廃棄物焼却施設へ運搬し焼却又は、市の埋立て処分場に運搬し埋設し処理する。 |

８．捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有

効な利用に関する事項

（１）捕獲等をした鳥獣の利用方法

|  |  |
| --- | --- |
| 食品 | イノシシ等の捕獲頭数に応じ、利活用について検討する。 |

９．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）協議会に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 協議会の名称 | 射水市有害鳥獣対策協議会 |
| 構成機関の名称 | 役　　割 |
| 射水市地域振興会連合会 | 地域ぐるみの自衛体制づくりの促進を行う捕獲作業時に対する安全対策（連絡体制の構築）被害防止情報の周知徹底 |
| 鳥獣保護管理協力員 | 野生鳥獣の生態系情報提供や個体調査方法等の指導 |
| いみず野農業協同組合 | 農業者への指導及び被害状況把握、情報提供農作物の獲り入れ指導 |
| 庄川沿岸漁業協同組合連合会 | 内水面水産業者への指導及び被害状況把握被害発生予測 |
| 富山県高岡農林振興センター | 鳥獣対策の指導、被害対策の情報提供を行う |
| 射水市猟友会 | 鳥獣出没傾向の把握及びパトロールを行う |
| 射水市鳥獣被害対策実施隊 | 捕獲の実施、捕獲体制整備等 |
| 射水市環境課 | 捕獲した対象鳥獣の処理に関する事項、ゴミステーションの管理指導及びボックス化への推進 |
| 射水市教育委員会 | カモシカの保護、獣類出没時の児童・生徒への安全管理 |
| 射水市農林水産課 | 事務局担当、協議会に関する連絡調整を行う |

（２）関係機関に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 関係機関の名称 |  役　　割 |
| 富山県農村振興課 | 有害鳥獣関連情報の提供、農作物被害のとりまとめ、「富山県イノシシ被害防止対策方針」に基づく対策の推進等 |
| 富山県自然保護課 | 有害鳥獣関連情報の提供、被害防止技術の情報提供、指定管理鳥獣捕獲等事業との連携 |
| 富山県高岡農林振興センター | 有害鳥獣関連情報の提供、被害防止技術の情報提供 |
| 射水警察署生活安全課 | 人身被害防止及び連絡体制の構築など |

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

|  |
| --- |
| 平成２６年４月１日に設置。構成員は市職員並びに猟友会から推薦のあった２４名。実施隊は、有害鳥獣の捕獲、被害防止備品の設置、被害防止対策の啓発等、市内の被害防止対策を実施する。 |

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

|  |
| --- |
| 関係団体並びに農林水産業者の狩猟免許取得に対する経費の助成をし、猟友会員の減少に歯止めをかけ、持続的な実施体制の構築を図る。 |

10．その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

|  |
| --- |
| 被害防止対策に関して、近隣市町村と連携し、情報の交換、現地研修会の開催が必要。特にイノシシに関しては、「富山県イノシシ被害防止対策方針」を活用するなど被害防止技術の向上に努める。 |